



第1回自動車運送業分野特定技能 協議会 資料

令和7年8月26日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

全国ハイヤー・タクシー連合会の取組

1 特定技能制度導入手続等に関する資料の作成及び公表

以下の資料をいずれも全タク連ホームページにおいて公開(2025年)

- ・1号特定技能外国人新任研修の効果測定の基準及び修了証書の申請・発行手順について
- ・特定技能1号外国人ドライバーを雇用する際のガイドブック及びモデルケースの紹介
- ・外国人向け ハイヤー・タクシー運転者をめざす人たちのための学習用テキスト

2 外国人特定技能制度に関する説明会の開催

全タク連において、都道府県タクシー協会役職員及び会員事業者を対象として、2024以降、4回にわたり、登録支援機関の実務担当者等を講師として、制度内容やランニングコストなどについて計400名超に対して説明を実施した。

3 外国人タクシー運転者受入れに関する要望

日本語能力試験N3の試験回数増加及びJLPT以外の日本語試験を日本語能力判定に活用することについて要望した。



4 受入れ状況

タクシー事業者8社から12名について、修了証の申請があり、2名について特定技能1号の在留資格が付与されている。うち1名は7月30日からタクシー乗務を開始した。

現在までに申請がなされているのは、いずれも日本国内に他の在留資格で入国し居住している者であり、タクシードライバーになる目的で入国した者ではない。

事業者にとって海外から受け入れる時点で雇用契約を締結し、1年間の特定活動期間中に外免切替、二種免許取得を行うことは費用負担が重すぎるとの意見がある。